

<p>請願番号</p>	<p>請願第67号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成26年11月18日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>公立高等学校授業料不徴収制度の復活を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>「高校無償化」を復活し、公立・私立ともに、学費の無償化を実現してください。</p> <p>4年前から実施されてきた県立高校授業料の無償化は、経済的に困窮している家庭だけでなく、すべての保護者・生徒たちに希望を与えました。私学においては、平成25年度に経済的理由での中途退学者・3か月以上の授業料滞納者が過去最少になるなどの効果を上げました。これらは、「高校無償化」が定着したことによるものだと報道されています。宮崎県のホームページにも「家庭の状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに、私立高校等についても、高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する制度」と謳われていたように、これから高校に上がる子をもつ親たちにとっては、なくてはならない制度です。</p> <p>今年度からこれに所得制限が設けられたため、高校現場は混乱しています。何としてもこの制度を復活させてください。</p> <p>調べてみると、授業料の無償化によって、どの高校も毎月の納入額は4,000円代となりましたが、入学する際には制服・教科書・模試・実習費等、学科により費目は違うものの、平均14万円もの額を支払っているようです。この負担を軽減するため、校納金の軽減をさらに進めることも求められます。</p> <p>ここ数年、貧困と格差がますます拡大し、経済的に厳しい家庭が目に見えて増えてきています。小・中学校の段階で例を挙げれば、お金がかかるという理由で部活動に入らない、修学旅行の費用が出せない、親が昼間と夜間と2つの仕事をして子どもと関われない、朝や夜を子どもだけで過ごすためまともな食事をしていない、…等々、生活保護も学用品補助も受けていない家庭にまで、日常の暮らしに困窮しているようすが見られるようになってきています。</p>		

今の時代、高校まで卒業していることは社会に出て働くための最低条件となっており、高校を出ていなければ仕事に就くことは困難です。貧困が貧困を再生産しているという指摘もあります。

すべての子どもがお金の心配なく学ぶことができるようにするため、高校授業料不徴収の制度を復活し、教育にかかる父母負担が少しでも軽減されるよう働きかけてください。

紹介議員

前屋敷 恵美

摘要